

○阪南大学における公的研究費の使用に係る不正行為等の調査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、阪南大学における公的研究費の使用に係る不正行為の防止等に関する規程（以下「規程」という。）第6条第5項に基づいて設置する調査委員会（以下「委員会」という。）について定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、不正に関する調査体制の公正かつ透明性確保の観点から、本学に属さない第三者を加え、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長（規程に基づく最高管理責任者）
- (2) 副学長
- (3) 各学部長及び大学院研究科長
- (4) 研究部長（規程に基づくコンプライアンス推進責任者）
- (5) 学外の弁護士又は公認会計士等 若干名
- (6) その他最高管理責任者が特に必要と認める者 若干名

2 前項第5号及び第6号の構成員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者及び当該公的研究費の執行に携わらない者でなければならない。

(調査事項)

第3条 委員会は、規程第2条に定める不正行為等に関し、以下の調査等を行う。

- (1) 情報提供者及び関係者からの事情聴取
- (2) 関係資料等の調査
- (3) その他不正行為等の認定に必要と認められる事項の調査

(運営)

第4条 学長は、委員会を招集し、議長となる。

- 2 学長に事故あるときは、副学長（統括管理責任者）が議長を代理する。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席を以て成立する。
- 4 議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 学長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の開催)

第5条 委員会は、規程第5条に基づく告発等の報告が行われた際に開催するものとする。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学長室総務企画課において行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年12月7日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 6 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 26 日）

この規程は、平成 27 年 6 月 26 日から施行する。